**○金融庁告示第百三十号**

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　算式等（第二条―第十三条）
第三章　信用リスクの標準的手法
第一節　総則（第十四条―第二十条）
第二節　リスク・ウェイト（第二十一条―第四十四条）
第三節　オフ・バランス取引（第四十五条）
第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引（第四十六条―第五十四条）
第五節　未決済取引（第五十五条）
第六節　信用リスク削減手法
第一款　総則（第五十六条―第五十九条）
第二款　適格金融資産担保付取引に共通する事項（第六十条―第六十六条）
第三款　包括的手法
第一目　総則（第六十七条―第六十九条）
第二目　標準的ボラティリティ調整率（第七十条）
第三目　推計ボラティリティ調整率（第七十一条―第七十五条）
第四目　ボラティリティ調整率の調整（第七十六条）
第五目　ボラティリティ調整率の適用除外（第七十七条・第七十八条）
第六目　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するボラティリティ調整率の使用（第七十九条・第八十条）
第七目　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用（第八十一条―第八十八条）
第八目　包括的手法における担保付派生商品取引（第八十九条）
第四款　簡便手法（第九十条―第九十二条）
第五款　貸出金と預金の相殺（第九十三条）
第六款　保証及びクレジット・デリバティブ
第一目　適格要件（第九十四条―第九十九条）
第二目　計算方法等（第百条―第百五条）
第七款　信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合の取扱い（第百六条―第百八条）
第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項
第一目　複数の信用リスク削減手法の取扱い（第百九条・第百十条）
第二目　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ（第百十一条・第百十二条）
第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第百十三条―第百十五条）
第四章　信用リスクの内部格付手法
第一節　総則
第一款　承認手続等（第百十六条―第百二十一条）
第二款　段階的適用等（第百二十二条―第百二十五条）
第二節　期待損失の取扱い（第百二十六条・第百二十七条）
第三節　信用リスク・アセットの額の算出
第一款　内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額（第百二十八条）
第二款　事業法人等向けエクスポージャー（第百二十九条―第百三十五条）
第三款　リテール向けエクスポージャー（第百三十六条―第百四十二条）
第四款　株式等エクスポージャー（第百四十三条）
第五款　信用リスク・アセットのみなし計算（第百四十四条）
第六款　購入債権（第百四十五条―第百五十条）
第七款　リース取引（第百五十一条―第百五十四条）
第八款　未決済取引（第百五十五条）
第九款　その他資産等（第百五十六条）
第四節　最低要件
第一款　内部格付制度の設計
第一目　内部格付制度（第百五十七条―第百五十九条）
第二目　格付の構造（第百六十条・第百六十一条）
第三目　格付の基準（第百六十二条―第百六十五条）
第四目　債務者格付等の格付付与時の評価対象期間（第百六十六条）
第五目　モデルの利用（第百六十七条）
第六目　内部格付制度に関する書類（第百六十八条・第百六十九条）
第二款　内部格付制度の運用
第一目　格付の対象（第百七十条・第百七十一条）
第二目　格付付与手続の健全性の維持（第百七十二条・第百七十三条）
第三目　格付の書換え（第百七十四条）
第四目　データの維持管理（第百七十五条・第百七十六条）
第五目　ストレス・テスト（第百七十七条・第百七十八条）
第三款　内部統制（第百七十九条―第百八十一条）
第四款　格付の利用（第百八十二条）
第五款　リスクの定量化
第一目　デフォルト（第百八十三条―第百八十五条）
第二目　推計の対象と共通要件等（第百八十六条―第百九十条）
第三目　PDの推計（第百九十一条・第百九十二条）
第四目　LGDの推計（第百九十三条―第百九十六条）
第五目　保証及びクレジット・デリバティブに関する最低要件（第百九十七条―第二百一条）
第六目　EADの推計（第二百二条―第二百五条）
第七目　購入債権のPD、LGD及び$EL_{dilution}$の推計（第二百六条―第二百十条）
第六款　内部格付制度及び推計値の検証（第二百十一条―第二百十四条）
第七款　開示（第二百十五条）
第八款　内部格付手法の採用及び継続使用のための連結自己資本規制比率（第二百十六条）
第九款　株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件（第二百十七条―第二百二十三条）
第五章　証券化エクスポージャーの取扱い
第一節　総則（第二百二十四条―第二百二十六条）
第二節　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額
第一款　標準的手法の取扱い（第二百二十七条―第二百三十条）
第二款　内部格付手法の取扱い（第二百三十一条―第二百四十八条）